

意見提出者	個人
1. 項目	国勢調査のインターネット提出可能範囲の拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	2009年秋の「事業仕分け」での説明によれば、国勢調査の提出にインターネットが取り入れられるが、ID等を調査員が配付するため地方自治体の事務処理体制が必要という理由で、一部地域に限られることになった。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	不明。「事業仕分け」の場合でも、なぜそのようなID等の配付方法にしたのか質問が出ていたが、それについての回答らしいものは聞けなかった。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	国勢調査は国の制度であるし、ID等を人の手によらずに配付する方法はいくらでも事例があるので、調査員や地方自治体によらず提出者本人の環境や希望があればインターネット提出できるよう、ID等の配付は国が管理するように仕様・運用を改正する。